

原料費調整制度に基づく令和 2 年 4 月分のガス料金について

令和 2 年 3 月 10 日
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づいて令和 2 年 4 月検針分に適用する調整単位料金の算定を行いました。

その結果、基準単位料金に対して +4.34 円（税込）の調整を行うこととなりました。なお、令和 2 年 3 月分料金と比較すると 0.00 円（税込）の調整となり、モデル世帯（ガス使用量 48m³/月）での1か月あたりの料金は、同額の調整となり 6,302 円となります。

令和 2 年 4 月検針分に適用するガス料金につきましては、3 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

令和 2 年 4 月分ガス料金

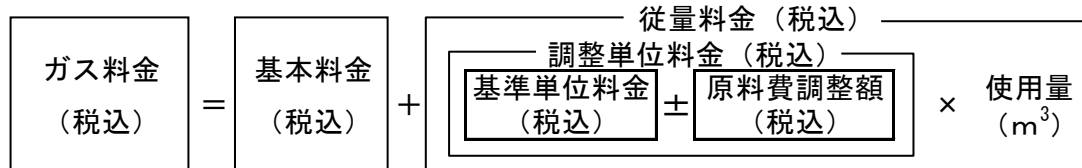
●一般契約料金表

| 区分 | 使用量 | 基本料金 (税込) | 調整単位料金 (税込) | | |
|-------|-------------------------------------|--------------|-------------|---------|----------|
| | | | 基準単位料金 | 原料費調整額 | 計 |
| 料金表 A | 0m ³ ~23m ³ | 629.20 円 | 116.21 円 | +4.34 円 | 120.55 円 |
| 料金表 B | 24m ³ ~323m ³ | 733.70 円 | 111.67 円 | | 116.01 円 |
| 料金表 C | 324m ³ ~ | 2,044.90 円 | 107.61 円 | | 111.95 円 |

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法（一般契約）

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。



原料費調整額の算定について

| | | |
|-------------------------|------------------------|---|
| 基準平均原料価格 (毎月固定) | 47,980 円/t | 平成29年6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入) |
| 平均原料価格 (令和 2 年 4 月分) | 52,990 円/t | 令和元年 11 月 ~ 令和2年 1 月の平均原料価格 (貿易統計値) 52,990 円 (10円未満四捨五入) |
| 調整単価 (毎月固定) | 0.079 円/m ³ | 原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額 |

※料金の急激な上昇を避けるため、平均原料価格が76,770円以上となった場合は、平均原料価格の上限を76,770円としてガス料金の調整を行います。（一方、調整の下限はありません。）

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 52,990 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = 5,010 \text{ 円/t} \\ &= \mathbf{5,000 \text{ 円/t}} \quad (\text{100円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.079 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\ &= \mathbf{4.34 \text{ 円}} \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴上記の計算の結果、令和 2 年 4 月分のガス料金では
基準単位料金に対して、1m³あたり +4.34 円(税込)調整いたします。

※一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に
基準単位料金に対して1m³あたり +4.34 円(税込)調整いたします。